



2023年9月5日

各 位

会社名	J F Eホールディングス株式会社
代表者	代表取締役社長 柿木 厚司 (コード番号 5411 東証プライム)
問合せ先	IR 部広報室長 渡辺 大樹
電話番号	03-3597-3842 (代)

海外募集による新株式の発行及び自己株式の処分並びに 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2023年9月5日開催の当社取締役会において、海外募集による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及び自己株式（以下「本自己株式」といいます。）の処分並びに2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式の発行及び本自己株式の処分と併せて「本海外募集」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本海外募集の背景及び目的】

当社グループは、文明社会の基礎素材として欠かせない「鉄」の製造を事業の中核に位置付けて事業を展開しており、さらに、鉄を起点として人々の安全で快適な暮らしを支える「エンジニアリング」事業を持ち、それらの生み出す多様な価値をグローバルな「商社」事業を通じて世界中の隅々までお届けする企業グループです。「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」という企業理念のもと、今後も長期にわたって、豊かな地球の未来のための商品やサービスを提供する存在であり続けることを目指しています。

このような姿を目指して、2021年5月には、2021年度から2024年度までを対象とした第7次中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、地政学的リスクの拡大や気候変動問題対応など急激かつ大幅な変化の途上にある当社グループを取り巻く事業環境に適応し、新たなステージへ飛躍するために、変革への挑戦の取り組みを開始いたしました。本計画の遂行を通じて「環境的・社会的持続性（社会課題解決への貢献）」を確かなものとし、かつ「経済的持続性（安定した収益力）」を確立することにより、当社グループの中長期的な持続的成長を支える経営基盤の強靱化を進めてまいります。

「環境的・社会的持続性（社会課題解決への貢献）」については、(1)「J F Eグループ環境経営ビジョン

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

2050」の推進、(2) 社会課題の解決、(3) コーポレートガバナンスの充実を施策として掲げています。

「経済的持続性 (安定した収益力)」については、(1) 国内鉄鋼事業における量から質への転換 (鋼材トン当たり利益の追求)、(2) 海外市場を中心とした成長戦略の推進、(3) デジタルトランスフォーメーション (以下「DX」といいます。) 戦略の推進による競争力の飛躍的向上、(4) 選択と集中に基づく効果的な投資の実行と財務健全性の両立により、本計画の収益・財務目標の達成に向けて各施策を着実に実行中です。特に、鉄鋼事業は景気変動に左右され難い収益基盤を確立するために、構造改革の完遂による固定費の削減、DX 推進による革新的な生産性向上、さらには、高付加価値品比率の引き上げと販売価格の抜本的な見直しによるメタルスプレッド拡大等の施策により、本計画において 2024 年度の鉄鋼事業のセグメント利益 2,300 億円、鋼材トン当たり利益 10 千円を収益目標として掲げています。足許では、当初目標以上に収益力の強化が進んでおり、2024 年度の鉄鋼事業のセグメント利益として追加的に 300 億円以上、鋼材トン当たり利益 1 千円以上の増益を目指しています。また、中長期的に安定的に ROE10%を達成することを目標として掲げています。

当社グループは、グリーントランスフォーメーション戦略 (以下「GX 戦略」といいます。) を強力に推進することにより、短期的には本計画の収益目標の達成を目指すとともに、中長期的な持続的成長と企業価値向上の実現を目指してまいります。具体的には、GX 戦略として、「2050 年の鉄鋼製造プロセスのカーボンニュートラル (以下「CN」といいます。) の実現」及び「社会全体の CO₂削減に貢献する事業の拡大」を掲げています。

「2050 年の鉄鋼製造プロセスの CN 実現」については、鉄鋼事業単体の 2030 年度の CO₂排出量を 30%以上削減 (2013 年度比) することを中間目標とし、電気炉を始めとする既存の低炭素技術の適用拡大、及び超革新技術の開発・実証を進めています。2030 年に向けた具体的な投資計画としては、西日本製鉄所倉敷地区における高効率・大型電気炉の新設や仙台製造所における既存電気炉の能力増強、東日本製鉄所千葉地区におけるステンレス用電気炉の新規導入を始めとして、電気炉の原料となる直接還元鉄を確保するための投資、高効率コークス炉への更新等の省エネ・高効率化を実現するための投資があり、2030 年に向けて、1 兆円規模の設備投資 (以下「CN 関連投資」といいます。) が必要になると見込んでいます。

さらに今後、鉄鋼製造プロセスの脱炭素化を推進し、CO₂排出量を低減したグリーン鋼材に対応することが、将来の当社グループの競争優位性を大きく左右し、厳しいグローバル競争の中で生き残っていくために必要であると同時に、新たな事業機会及び成長機会を創出すると考えています。当社グループは、マスマランス法を用いて CO₂排出量をオフセットしたグリーン鋼材 (J G r e e X™) の販売を 2023 年 9 月より開始予定であり、2030 年度の排出量削減目標達成時には、最大 500 万トンのグリーン鋼材供給が可能になると見込んでいます。

「社会全体の CO₂削減に貢献する事業の拡大」については、当社グループは高付加価値な環境配慮型の製品 (以下「エコプロダクト」といいます。) の開発・拡販や、洋上風力発電等の再生可能エネルギー分野への取り組みを通じてプロダクトミックスの高度化と併せた販売価格の引き上げを継続し、鋼材トン当たり利益の拡大を目指していく方針です。特に、エコプロダクトの領域においては、世界的な電動車の普及や新興国

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

における電力需要の拡大に伴い、電磁鋼板の急速な需要増加が今後も見込まれるため、当社の技術優位性と広範なグループネットワークを生かすべく、継続的な投資を続けていくことが必要と認識しています。

当社グループの成長戦略としての GX 戦略の推進を機動的かつ確実に実行し、持続的な利益成長を続けるためには、さらに強固な財務基盤の構築及び財務柔軟性の向上が必要と判断し、本計画の道筋が見えたこのタイミングで本海外募集を行うことを決定いたしました。

【調達資金の使途】

本新株式の発行及び本自己株式の処分による手取金約 1,215 億円のうち、(i)約 490 億円については、2024 年 9 月末までに倉敷地区における無方向性電磁鋼板の生産能力増強の第 I 期工事（既に投資済みの金額については、当該投資に係る負債返済を含む。）に、(ii)約 460 億円については、2027 年 3 月末までに同第 II 期工事に、(iii)約 150 億円については、JSW Steel Limited と設立するインドにおける方向性電磁鋼板の製造、販売を手掛ける合弁会社への投融資に、(iv)残額が発生した場合には手元運転資金に充当することを予定しています。

また、本新株予約権付社債の発行による調達資金約 900 億円のうち、(i)約 150 億円については、2026 年 3 月末までに千葉地区におけるステンレス用電気炉の新規導入に係る投資に、(ii)約 750 億円については、2028 年 3 月末までにその他 CN 関連投資に対する資金の一部、及び借入金の返済資金又は社債の償還資金に充当することを予定しています。

なお、本新株式の発行及び本自己株式の処分による手取金が、約 1,100 億円に満たない場合には、同手取金(i)、(iii)、(ii)の順に充当することとし、同手取金(ii)の不足分については本新株予約権付社債の発行による調達資金(ii)のうち借入金の返済資金又は社債の償還資金から充当することとします。

本海外募集により、成長戦略としての GX 戦略を支える財務基盤の構築及び財務の柔軟性を確保し、持続的な利益成長を確実にすることができると考えています。

【本海外募集の狙い】

当社は、上記の資金使途に充当するための資金調達手段を検討した結果、財務体質を強固なものにし、GX 戦略の投資を行うために必要な規模の資金調達を実施する一方、発行後の一株当たり利益の希薄化の抑制、将来の柔軟な財務戦略の選択及び調達コストの抑制も可能とする、本新株式の発行及び本自己株式の処分並びに本新株予約権付社債の発行を同時に実施することが最も適した手法であるものと判断いたしました。なお、本海外募集は以下のような特徴を有します。

- ① 本新株式の発行及び本自己株式の処分により、利益成長に向けた投資を可能とする資金を調達するとともに、資本増強がなされること。
- ② 本新株予約権付社債は、将来の株価上昇局面で株式へ転換された場合には一段の資本増強がなされることに加え、ソフトコール条項の付与により株式への転換を促進して更なる資本拡充を図ることができること。
- ③ 本新株予約権付社債について、時価を上回る転換価額を設定することで、一株当たり利益の希薄化を極力抑制し、既存株主に配慮した設計となること。
- ④ 本新株式の発行及び本自己株式の処分に加えて、本新株予約権付社債も同時に発行することで、当社の

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略における柔軟性向上が期待できること。

- ⑤ 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化が図られること。

なお、当社の投資家層の多様化を図る観点から、本海外募集は、海外市場の投資家のみを対象としています。また、本新株式及び本新株予約権付社債の発行条件並びに本自己株式の処分条件は、その決定に際し互いに影響を与えうるため、同日に決定される予定です。

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

記

I. 海外募集による新株式の発行

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 25,000,000 株
2. 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2023 年 9 月 11 日（月）から 2023 年 9 月 13 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
3. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 募集方法 海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集とし、J. P. Morgan Securities plc、Nomura International plc、Goldman Sachs International 及び Mizuho International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事会社とする引受人（以下「引受人」という。）に全株式を総額個別買取引受けさせる。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。
5. 引受人の対価 引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
6. 払込期日 2023 年 9 月 20 日（水）

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

7. 申込株数単位 100株

8. 株式受渡期日 2023年9月21日(木)

9. 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格(募集価格)、その他本新株式の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者に一任する。

10. 海外募集による自己株式の処分が中止となる場合は、海外募集による新株式の発行も中止する。

II. 海外募集による自己株式の処分

1. 募集株式の種類及び数 当社普通株式 30,000,000株

2. 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は海外募集による新株式の発行における払込金額と同一とする。

3. 募集方法 海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における募集とし、引受人に全株式を総額個別買取引受けさせる。

なお、処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。なお、海外募集による自己株式の処分における処分価格(募集価格)は、海外募集による新株式の発行における発行価格(募集価格)と同一とする。

4. 引受人の対価 引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

5. 払 込 期 日 海外募集による新株式の発行における払込期日と同一とする。
6. 申 込 株 数 単 位 100 株
7. 株 式 受 渡 期 日 海外募集による新株式の発行における株式受渡期日と同一とする。
8. 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者に一任する。
9. 海外募集による新株式の発行が中止となる場合は、海外募集による自己株式の処分も中止する。

III. 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 社債の名称

J F Eホールディングス株式会社 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2023年9月28日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

（1）募集方法

J.P. Morgan Securities plc、Goldman Sachs International及びNomura International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。

（2）本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

（1）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

（2）発行する新株予約権の総数

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

9,000 個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記 7（7）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2023 年 9 月 28 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者が、当社取締役会の授権又は代表取締役社長の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5（1）記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2023 年 10 月 12 日から 2028 年 9 月 14 日まで（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とする。但し、①下記 7（4）（イ）乃至（ハ）記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7（4）（ハ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記 7（5）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7（6）記載の本社債の期限の利益の喪失

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年9月14日（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7(4)(ニ)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記7(4)(ニ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡は

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

できず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

900億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2028年9月28日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還終値が、30連続取引日（以下に定義する。）のうち20取引日において当該各取引日に適用のある上記6(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該30連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、2026年9月28日以降、償還日として定めた日に、残存する本社債（以下「残存本社債」という。）の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債につ

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

いては繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(二) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のボラティリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする（但し、償還日が2028年9月15日から2028年9月28日（当日は除く。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、代表取締役社長又は代表取締役社長が委任する者が、当社取締役会の授権又は代表取締役社長の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(六) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 210%とする。但し、償還日が 2028 年 9 月 15 日から 2028 年 9 月 28 日（当日は除く。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記(ヘ)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ホ)記載の償還義務及び上記(ニ)又は下記(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ニ)又は下記(ヘ)の手続が適用されるものとする。

(ヘ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 210%とする。但し、償還日が 2028 年 9 月 15 日から 2028 年 9 月 28 日（当日は除く。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社に上記(ニ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(ホ) (i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(A)外債（以下に定義する。）に関する支払、(B)外債に関する保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本新株予約権付社債に係る社債管理者は定めないものとする。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(ご 参 考)

1. 今回の新株式の発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	614,438,399株 (2023年9月5日時点)
新株式の発行による増加株式数	25,000,000株
新株式の発行後の発行済株式総数	639,438,399株

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	32,868,879株 (2023年6月30日時点)
自己株式処分による処分株式数	30,000,000株
自己株式処分後の自己株式数	2,868,879株

3. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株式の発行及び本自己株式の処分による手取金約1,215億円のうち、(i)約490億円については、2024年9月末までに倉敷地区における無方向性電磁鋼板の生産能力増強の第Ⅰ期工事(既に投資済みの金額については、当該投資に係る負債返済を含む。)に、(ii)約460億円については、2027年3月末までに同第Ⅱ期工事に、(iii)約150億円については、JSW Steel Limitedと設立するインドにおける方向性電磁鋼板の製造、販売を手掛ける合弁会社への投融資に、(iv)残額が発生した場合には手元運転資金に充当することを予定しています。

また、本新株予約権付社債の発行による調達資金約900億円のうち、(i)約150億円については、2026年3月末までに千葉地区におけるステンレス用電気炉の新規導入に係る投資に、(ii)約750億円については、2028年3月末までにその他CN関連投資に対する資金の一部、及び借入金の返済資金又は社債の償還資金に充当することを予定しています。

なお、本新株式の発行及び本自己株式の処分による手取金が、約1,100億円に満たない場合には、同手取金(i)、(iii)、(ii)の順に充当することとし、同手取金(ii)の不足分については、本新株予約権付社債の発行による調達資金(ii)のうち借入金の返済資金又は社債の償還資金から充当することとします。

本海外募集により、成長戦略としてのGX戦略を支える財務基盤の構築及び財務の柔軟性を確保し、持続的な利益成長を確実にすることができると考えています。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本海外募集による2024年3月期連結業績予想の変更はありません。当社の財務体質を改善、強化し、中長期的な成長と収益性改善に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を最重要経営課題の一つと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としております。

具体的には配当性向（連結ベース）を30%程度とすることを基本として検討することとしております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当回数については年2回を基本とし、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会を配当の決定機関としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

安定的な配当の継続に努めたい一方で、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失(△)	△37.98円	500.28円	280.68円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	10.00円 (0.00円)	140.00円 (60.00円)	80.00円 (50.00円)
実績連結配当性向	－%	28.0%	28.5%
親会社所有者帰属持分当期利益率	△1.3%	15.7%	7.9%
親会社所有者帰属持分配当率	0.3%	4.4%	2.3%

- (注) 1. 数値は、国際会計基準(IFRS)により作成された連結財務諸表に基づいています。
2. 基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。なお、2021年3月期に関しては、基本的1株当たり当期損失を計上しているため記載しておりません。
4. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分合計(期首の親会社の所有者に帰属する持分合計と期末の親会社の所有者に帰属する持分合計の平均)で除した数値です。
5. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社所有者帰属持分(期首の1株当たり親会社所有者帰属持分と期末の1株当たり親会社所有者帰属持分の平均)で除した数値です。

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

子会社に対する第三者割当による自己株式の処分

処 分 期 日	2022年7月14日
資 金 調 達 の 額	7,902,243,377円
処 分 価 額	1株につき1,541円
処分時における 発行済株式数	614,438,399株
処 分 株 式 数	普通株式5,127,997株
処分後における 発行済株式数	614,438,399株
割 当 先	JFEスチール株式会社
処分時における 当初の資金用途	JFEスチール株式会社に対する貸付け
処分時における 支出予定時期	2022年7月以降
現時点における 充 当 状 況	全額充当済み

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	702.0円	1,340.0円	1,701.0円	1,691.0円
高 値	1,424.0円	1,950.0円	1,846.0円	2,437.0円
安 値	626.0円	1,206.0円	1,303.0円	1,548.0円
終 値	1,363.0円	1,723.0円	1,679.0円	2,437.0円
株価収益率 (連結)	—	3.4倍	6.0倍	—

- (注) 1. 2024年3月期の株価については、2023年9月4日現在で表示しております。
2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。なお、2021年3月期に関しては、基本的1株

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

当たり当期損失を計上しているため記載しておりません。また、2024年3月期に
関しては、未確定のため記載しておりません。

3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

(4) ロックアップについて

本新株式の発行及び本自己株式の処分に関連して、当社は、引受人に対し、発行価格等決定日に始まり、2023年9月28日(当日を含みます。)から起算して180日目の日に終了する期間中、引受人を代表するJ.P. Morgan Securities plc、Nomura International plc及びGoldman Sachs Internationalの事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、本海外募集、株式分割、新株予約権(本新株予約権を含みます。)の行使による新株式発行等を除きます。)を行わない旨合意する予定です。

また、本新株予約権付社債の発行に関連して、当社は、幹事引受会社に対し、発行価格等決定日に始まり、本新株予約権付社債の発行に係る払込期日(当日を含みます。)から起算して180日目の日に終了する期間中、幹事引受会社を代表する共同主幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、本海外募集、株式分割、新株予約権(本新株予約権を含みます。)の行使による新株式発行等を除きます。)を行わない旨合意する予定です。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。英文目論見書は、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。